

助成

重度心身障害者医療費助成の申請手続きが変わります

●問い合わせ 役場福祉課 障がい福祉係 ☎096(293)3510

令 和6年8月診療分から申請手続きが変わり、加入している保険により内容が異なります。

- 国民健康保険または社会保険加入者
現物給付方式：医療機関窓口で支払う額が、重心医療自己負担額までの額（入院の場合は2,000円、外来の場合は1,000円）になります。今までのように、町に申請する必要はなくなります。（※）
ただし、医療費の一部負担金が1つの病院・薬局などで21,000円を超える場合や70歳以上75歳未満の人は、今までどおり医療機関窓口で医療費を支払い、町に申請が必要です。
 - 後期高齢者医療保険加入者
自動償還払い方式：医療機関窓口で医療費を支払い、町への申請は不要となります。後日、助成額を登録口座に振り込みます。（※）
（※）外来など、処方箋医療機関と調剤薬局が別にある時は、町に申請が必要な場合があります。
- 対象者には、7月下旬に新しい受給資格者証と通知を郵送します。
詳しくは町ホームページをご確認ください。詳しくは町ホームページをご確認ください。



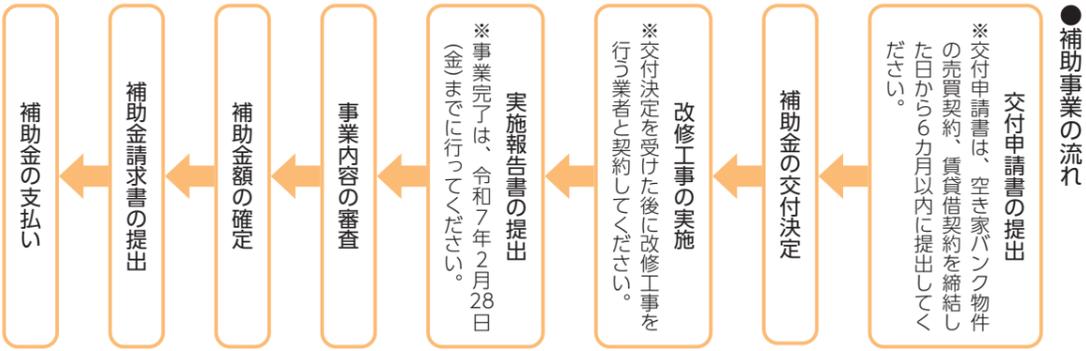
補助

空き家の改修(空き家バンク登録物件)などを一部補助します

●問い合わせ 役場総合政策課 地域づくり推進係 ☎096(293)3118

町 内の空き家を有効活用するため、空き家バンク登録空き家の改修に要する費用などを一部補助します。

- 申請開始 7月16日(火)
 - 対象者
 - ・空き家バンクの登録物件を購入した人
 - ・空き家バンクの登録物件で賃貸者契約を締結した貸主か借主
 - 補助額
 - 上限100万円
 - 改修費用・家財撤去費用の2分の1、または3分の1
 - ※補助対象者、空き家などの用途により補助率が変わります。詳しくはお問い合わせください。
 - 予定件数 2件
- 町ホームページで申請に必要な書類や空き家バンクの概要を確認することができます。



補助

特産物を守ろう！サツマイモ基腐病の防除にかかる費用を助成

●問い合わせ 役場農政課 農政係 ☎096(293)3116

サ ツマイモ基腐病の防除のため、予算の範囲内で津町かんしょ安定生産対策事業補助金を交付します。

- 補助対象経費と補助率

区分	対象経費	補助率 ※100円未満切り捨て
1	苗床や苗、種芋の消毒に要した経費	2分の1以内 ※区分2と3は 上限5万円
2	サツマイモ基腐病が発生した年内に、収穫後の土壌消毒に要した経費	
3	サツマイモ基腐病と診断された翌年2月～11月に圃場の消毒に要した経費	
 - 申請方法
 - ※区分2と3は、病気がかかったことが確認できる診断結果が必要になるため、ご相談ください。
 - 次の2つを役場農政課窓口にご提出ください。
 - ①補助金交付申請書(様式第1号)
 - ②対策を行った面積と要した費用が確認できる書類
- 申請書や要件など、詳しくは町ホームページをご確認ください。



職員募集

令和6年度会計年度任用職員を募集します

●申し込み・問い合わせ 役場総務課 人事係 ☎096(293)3111

職種	勤務地	勤務日	勤務時間	資格など	報酬 時間給換算	社会 保険	雇用 保険
保育士	大津保育園	土曜日	9:15～18:00	保育士	1,100円～1,301円	無	無
社会福祉士	介護保険課	月～金	8:30～17:00	社会福祉士	1,278円～1,368円	有	有
介護支援専門員	介護保険課	月～金	8:30～17:15のうち7時間以内	介護支援専門員	1,225円～1,345円	有	有
特別支援補助員(看護師)	大津保育園	月～金	8:00～18:00のうち7時間30分	看護師	1,278円～1,419円	有	有
給食調理員	学校給食センター	月～金	8:30～16:45	調理師 または 実務経験2年以上	1,100円～1,205円	有	有
給食調理補助(A)	学校給食センター	月～金 (学校開校時のみ)	8:30～16:30	-	996円～1,023円	有	有
管理栄養士	子育て・健診センター	月～金	8:30～17:15のうち5時間30分	管理栄養士	1,278円～1,410円	有	有

※報酬や手当など募集の詳細は変更となる場合があります。
 ●募集期限 7月10日(水)
 ●受付時間 午前9時～午後5時(土、日、祝日を除く)
 ●申込方法 履歴書と各種資格証明書(写し)を役場総務課へご提出ください。
 ※郵送で応募する場合は、必ず職種を記入してください。
 ●任用期間 8月1日(木)～令和7年3月31日(月)
 ●その他 原則面接を実施する予定です。報酬は、職種により月額、日額、時間額となります。条件により期末勤勉手当が支給されます。



自転車

自転車の交通ルールを守りましょう

●問い合わせ 役場防災交通課 交通防犯係 ☎096(285)5006

自 転車は日常生活の中で身近な交通手段の一つですが、交通ルールを守らなければ重大な事故に繋がる恐れがあります。自転車の代表的な交通ルールを示した「自転車安全利用五則」を左記に紹介します。

- 一 自転車は車道が原則。車道は左側通行しよう。
- 二 次の場合は普通自転車であれば、歩道を通行できます。(歩行者が優先です)
- ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるとき
- ・13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転しているとき
- ・交通状況がやむを得ない時(道路工事や駐車車両などで車道の左側通行ができない・車道の交通量が多い・道幅が狭くて危険な場合など)
- 二 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 三 夜間はライトを点灯
- 四 飲酒運転は禁止
- 五 ヘルメットを着用



このほかに危険な運転として、スマートフォンを見ながらの運転やイヤホンで音楽を聞きながらの運転などが全国的に問題となっています。
 これから学校の夏休みも始まり、自転車に乗る機会が増えますので交通ルールを守り、安全運転に努めましょう。